

委員会提出議案第 1 号

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

秦野市議会運営委員会
委員長 大 野 祐 司

提案理由

平成 3 1 年度からの行政組織変更に伴い、総務常任委員会の所管事項における部の名称を改めるため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「市長公室」を「総務部」に、「財務部」を「くらし安心部」に、「市民部」を「文化スポーツ部」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

委員会提出議案第1号 秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	所 管 事 項	定数	名 称	所 管 事 項	定数
総務常任 委員会	1 政策部の所管に属する事項	8人	総務常任 委員会	1 政策部の所管に属する事項	8人
	2 <u>総務部</u> の所管に属する事項			2 <u>市長公室</u> の所管に属する事項	
	3 <u>くらし安心部</u> の所管に属する事項			3 <u>財務部</u> の所管に属する事項	
	4 <u>文化スポーツ部</u> の所管に属する事項			4 <u>市民部</u> の所管に属する事項	
	5 消防本部の所管に属する事項			5 消防本部の所管に属する事項	
	6 会計課の所管に属する事項			6 会計課の所管に属する事項	
	7 その他の常任委員会及び議会運営委員 会の所管に属さない事項			7 その他の常任委員会及び議会運営委員 会の所管に属さない事項	
(略)			(略)		
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>					